

令和6年度

第6回定例農業委員会会議録

令和6年9月20日 開催

令和6年9月20日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和6年度 第6回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第9号

令和6年度 第6回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和6年9月13日

農業委員会会長 谷本 利信

召集 令和6年9月13日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和6年9月20日 午後 1時30分

閉会 令和6年9月20日 午後 2時55分 (会期1日)

第1日目 (9月20日)

出席委員 16名

1番	谷本 利信	15番	横井 博美
2番	笹川 武義	9番	三好 直樹
3番	末長 憲二	10番	國重 義廣
4番	長尾 清	17番	松岡 正広
5番	西川 謙三	18番	松内 利和
		19番	藤重 英子
		13番	丸尾 説男
7番	佐藤 裕子	14番	福家 範行

議事録署名委員

9番 三好 直樹 委員、 10番 國重 義廣 委員

欠席

6番 中島 美紀 委員 8番 滝川 廣男 委員
11番 金滝 耕治 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 副主幹 横井 邦洋 主査 岩部 有起

傍聴人 人

議事日程

令和 6 年 9 月 20 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 6 議案第 4 号 現況証明（農委分）について
- 第 7 議案第 5 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 8 議案第 6 号 農地中間管理事業法第 19 条 2 項【農地利用集積計画一括方式】
について
- 第 9 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について
- 第 10 報告第 2 号 農業経営改善計画の認定（県）について

令和 6 年 9 月 農業委員会議事録

午後 1 時 30 分 開会

職務代理（笹川）

みなさま、おはようございます。定刻が参りましたので、ただいまから令和 6 年度第 6 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶申し上げます。

会長（谷本）

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、通例により、谷本会長、議事進行をお願いします。

議長

それでは議事に移ります。本日の欠席者は、6 番 中島 美紀 委員、8 番 滝川 廣男 委員、11 番 金滝 耕治 委員の 3 名です。よって、農業委員出席者は、16 名です。会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、9 番 三好 直樹（みよし なおき） 委員
10 番 國重 義廣（くにしげ よしひろ） 委員
を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。議案第1号について、事務局より説明願います。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。今月は5件です。

議案第1号-1

地 図：

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 121 万円

申請地： 田 917 m² 外 3 筆 合計 3566 m²

譲渡人：

譲受人：

説明： 申請に至った理由ですが、申請地はこれまで譲渡人にてイチゴの栽培に供していましたが、体調面の問題から農業を廃止することとなり、今年からイチゴで新規就農した譲受人が利用していくこととなっておりました。当初は貸借で利用する予定でしたが、売買することで両者の意向が合致したため申請に至ったものです。

譲受人は現在、申請地内にある育苗ハウスを借りて利用しており、今後は申請地及びハウスを利用してイチゴの栽培を行う計画です。農作業歴は3年で、イチゴ栽培の農業法人及び個人農家へ就職し技術・知識を習得しております。

取得後の営農計画としては、イチゴを予定しております。

譲受人の農作業の従事予定日数は360日で、機械の所有状況については、耕運機、草刈り機、噴霧器、トラックを各1台、農舎40m²を所有しております。また、現在と同じくイチゴを作付けする計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、0.7km、車で3分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-2

地 図：

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 150 万円

申請地： 田 1,004 m²

譲渡人：

譲受人：

説明 : 申請に至った理由ですが、譲渡人は高齢化により経営の縮小を考えていたところ、申請地の隣接地を所有している譲受人との間で申請地を売買することで話がまとまったため、本申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地が 15,607 m²、借入地が 1,439 m²、合計 17,046 m²あり、経営地については全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、水稻を予定しております。

譲受人の農作業暦は、25年、農作業の従事日数は、350日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、耕運機、田植機、トラックを各1台所有しております。

また、水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、1km、車で3分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-3

地 図 : 

権利等 : 所有権移転 有償売買 総額 512,578 円

申請地 :  畑 507 m²外 5 筆 合計 4,146 m²

譲渡人 : 

譲受人 : 

説明 : 申請に至った理由ですが、譲渡人は農地の管理に苦慮しており土地の処分を検討していたところ、申請地の隣接地を所有し経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で話がまとまり、本申請に至ったものです。

今回のように法人が農地を取得する場合、農地所有適格法人であることが求められており、その要件が満たされているか審査する必要があります。

農地所有適格法人の要件としては、大きく分けて4つあります。

1つ目は農事組合法人、株式会社、持分会社等の法人組織であること。

2つ目は法人の主たる事業が農業であり売上高の過半を占めていること。

3つ目は法人の構成員が農地の権利を法人に提供する個人や法人の農業に150日以上常時従事する個人、農作業委託者などの農業関係者であること。

なお、保有する総議決権のうち、2分の1未満の出資であれば農業関係者以外の個人、法人も可能です。

4つ目は役員が法人の行う農業に150日以上常時従事する構成員であり、役員または重要な使用人の1名以上が60日以上農作業に従事すること。今回の譲受人は、いずれの条件も満たしている農地所有適格法人であるため、農地の取得が可能な法人となっております。

議案第2号-1

- 地図・図面 : ██████████ 図面番号 4条-1
- 申請地 : ██████████ 畑 127 m²
- 地種 : 第2種農地
- 併用地 : ██████████ 宅地 888.42 m²の一部 845.86 m²
計 972.86 m²
- 申請者 : ██████████
- 転用目的 : 農家住宅の宅地拡張
- 施設の概要 : 住宅2階建て1棟 158.48 m²、物置2階建て1棟 38.27 m²、カーポート1棟 13 m²、納屋平屋建て2棟 69.32 m²、カーポート1棟 29.9 m²
既存 209.75 m²、新設 99.22 m² 合計 308.97 m²
- 説明 : **【理由】** 今まで居宅の東側に納屋が建っていたが、東側の農地への農機具の移動や耕作に支障があった。今回、納屋の老朽化による倒壊などの危険性があったため取り壊しました。
今後、効率よく営農を行うため、申請地を含む住宅の北側へ納屋及びトラクター等のカーポートを設置することとした。
建築物の建築面積 308.97 m²に対して、土地の面積合計 972.86 m²で、31.75% > 30%を充足している。
【資金】 造成費 50万円、建築費 500万円、合計 550万円
自己資金 550万円
【期間】 許可後、令和6年11月10日～令和7年4月9日
【造成】 良質花崗土盛土H=0～70 cm
北側・東側コンクリートブロック1段H=80 cm
【排水】 雨水：既存のため桝に集水後、北側水路へ放流
汚水：なし
【他法令許可】 なし
【水利】 ██████████の同意
【隣接同意】 隣接農地なし

議案第2号-2

- 地図・図面 : ██████████ 図面番号 4条-2
- 申請地 : ██████████ 田(雑種地) 556 m²
- 地種 : 第2種農地
- 併用地 : ██████████ 宅地 113 m² 計 113 m²
- 申請者 : ██████████
- 用途 : その他(貸駐車場)

施設の概要： なし

申請事由： その他（貸駐車場）

説明： 【理由】 令和4年ごろ、今回申請の併せ利用地である[] []を計画する際、駐車スペースが無かったため、前面の申請地に数台の駐車スペースを整備し貸駐車場として利用してきており、利用状況に応じて駐車スペースを拡大し現状に至っている。農地法の理解が十分でなく法手続きを経ず今日に至っていることについて反省し、始末書を添えて申請に至った。

（土地の経過）

本申請地は、申請者の父親が[]付け[]第[]号で、店舗用地整備目的で当時の所有者から買い受ける予定で手続きしていたが、整地のみで計画を遂行できなかった。（名義も当時の所有者、地目も田のまま。）

その後、令和2年頃、[]氏が農地へ復元し所有権移転し野菜栽培など農地利用していたが、令和4年に上記理由により、無断で駐車場整備し利用し現在に至っている。

【資金】 なし

【期間】 令和4年1月頃

【造成】

【排水】 雨水：自然浸透、また、自然流下により西・南側水路へ放流。

汚水：なし

【他法令許可】 なし

【水利】 []の同意

【隣接同意】 隣接農地[]田 []外1名、[]

【始末書】 あり

以上、2件についてご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第2号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 3 号について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について説明します。今月は 1 件です。

議案第 3 号-1

地図・図面 : ██████████ 図面番号 5 条-1
権利設定 賃貸借権設定
申請地 : ██████████ 田 127 m²の内 1.24 m² 合計 1.24 m²
地種 : 第 2 種農地
併用地 : 山林 5134.06 m²、宅地 1182.75 m²、農道 1.24 m² 合計 6318.05 m²
申請者 : 【貸人】: ██████████
 【借人】: ██████████
 ██████████
用途 : その他 (排水管理設)
施設の概要 : なし
申請事由 : その他 (排水管理設)
説明 : 【理由】 本申請は平成 27 年から実施している隣地開発に伴うものです。隣地開発は、██████████が山林伐採し花崗土採取し整備した後、農地として利用する計画で香川県みどり保全課へ申請・許可を受け整備しており、現在まで継続してきたものです。当初計画では、雨水などの排水については事業計画地東側への放流を予定していましたが、花崗土採取後土地整備の段階で、██████████氏が██████████を購入、██████████へ住宅を建築し、現在の形状に至っており、今回の一時転用申請については、当初放流予定個所を変更する必要があり、計画地内雨水については新たに設置する沈砂池へ流入した後、西側水路へ放流するための排水埋設管を、辻烈所有農地に一時的に埋設する計画です。令和 11 年までの一時的な転用であり、期間満了後は沈砂池や排水管は不要になる見込みです。
【資金】 造成費 3 万円 自己資金で賄う
【期間】 許可後、令和 6 年 10 月 25 日から令和 6 年 10 月 30 日 令和 11 年 10 月 20 日までの 5 年間

【造成】排水管内径 350VU 管の埋設

【排水】雨水：事業計画地に沈砂池を設置、場内排水を集水し申請排水管により前面水路へ放流

汚水：なし

【他法令許可】みどり保全課（隣地開発）、公共用財産使用許可

【水利】[REDACTED]の同意

【隣接同意】なし

以上、1 件についてご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 3 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 4 号について事務局より説明を願います。

事務局

議案第 4 号現況証明について、説明します。今月は 2 件です。

議案第 4 号-1

地図・写真： [REDACTED] 図面番号 非農地-1

申請地： [REDACTED] 畑 262 m² 合計 262 m²

現況地目： 山林

利用状況： 山林

申請人： [REDACTED]

申請理由： 申請者の祖父が死亡したことから、耕作放棄が 50 年以上となり、雑木が生い茂り、現在は山林の様相を呈しているため、農地としての復旧が著しく困難になり、非農地証明を行うにいたりしました。

非農地証明をしたとしても周辺農地に与える影響はないものと考え、問題はないと判断しております。

議案第 4 号-2

地図・写真： [redacted] 図面番号 非農地-2
申請地： [redacted] 田 880 m²外 1 筆 合計 1401 m²
現況地目： 山林
利用状況： 山林
申請人： [redacted]
申請理由： [redacted] は、労力不足につき不耕作となり、平成 15 年頃から
竹林が繁茂し原野山林状態が続いている。

[redacted] は亡父が耕作していたが、昭和 62 年に相続してからは
耕作者不在となり、南側の竹林の浸食を受けて同地も竹林化し、
農地復旧が困難な状態になっている。

上記理由により、30 年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰
廃（かいはい）し、農地としての復旧が著しく困難になった土地
は、非農地証明を行うにいたりました。

非農地証明をしたとしても周辺農地に与える影響はないものと考え、
問題は無いと判断しております。

議長

議案第 4 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 5 号について事務局より説明を願います。

事務局

はい。議案第 5 号、相対による利用権設定です。P. 6～P. 7 をご覧ください。
権利種別、貸借権設定です。

契約件数： 3 件 合計 6,346 m²

内訳

新規契約： 番 0 件 0 m²

更新契約： 1～3 番 3 件 6,346 m²

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第 5 号についてご質問はございませんか。

報告 1-2

貸貸人： [redacted]
貸借人： [redacted]
転貸人：高松市仏生山町 公益財団法人 香川県農地機構
申請地： [redacted] 田 663 m² 他 3 筆 合計 3,420 m²
解約日：令和 6 年 8 月 20 日

説 明：売買目的による利用権の解約で、離作補償はありません。
売買の申請については今月の議案第 1 号の案件第 4 号にて審議しております。

報告 1-3~4

貸貸人：1-3 [redacted]
 1-4 [redacted]
貸借人： [redacted]
転貸人：高松市仏生山町 公益財団法人 香川県農地機構
申請地：1-3 [redacted] 田 794 m²外 1 筆 合計 2,906 m²
 1-4 [redacted] 田 1,227 m²外 4 筆 合計 4,865 m²
解約日：令和 6 年 8 月 20 日

説 明：耕作目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告 1-5~9

貸貸人：1-5 [redacted]
 1-6 [redacted]
 1-7 [redacted]
 1-8 [redacted]
 1-9 [redacted]
貸借人： [redacted]
転貸人：高松市仏生山町 公益財団法人 香川県農地機構
申請地：1-5 [redacted] 田 1,668 m²
 1-6 [redacted] 田 259 m²
 1-7 [redacted] 田 946 m²外 1 筆 合計 1,549 m²
 1-8 [redacted] 田 1,507 m²
 1-9 [redacted] 田 1,997 m²

解約日：令和 6 年 8 月 31 日

説 明：基盤整備事業に伴う換地処分による利用権の解約で、離作補償はありません。
なお、換地処分後の農地の貸借については 8 月農業委員会において協議した
案件に含まれております。

以上です。よろしくお願ひします。

議事録署名人

議 長

委 員

委 員
